（一般顧客への復帰申出をした特定委託者及び特定当業者以外の法人に交付する書面の記載事項）

第九十条の二十二　法第百九十七条の九第二項において準用する法第百九十七条の五第十二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第百九十七条の九第二項において準用する法第百九十七条の五第十一項の規定による承諾をする日（以下この条において「承諾日」という。）

二　承諾日以後に商品取引契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、法第百九十七条の九第二項において準用する法第百九十七条の五第十項の規定による申出をした法人（次号において「復帰申出者」という。）を再び一般顧客として取り扱う旨

三　商品先物取引業者が商品取引契約に基づき復帰申出者を代理して他の商品先物取引業者との間で承諾日以後に締結する商品取引契約については、当該復帰申出者は当該他の商品先物取引業者からも再び一般顧客として取り扱われる旨

第九十一条の見出し中「商品取引員」を「商品先物取引業者」に改め、同条中「に規定する」を「の主務省令で定める」に、「様式第十四号」を「様式第九号」に改める。

第九十二条第一項中「（官公署が証明する書類の場合には、登録の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）」を削り、同項第二号中「（法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しないことを誓約する場合にあっては官公署の証明書（当該外務員が外国人である場合を除く。）」を削り、同項第三号中「商品市場における取引等の受託又は委託の勧誘」を「法第二百条第一項各号に掲げる行為」に改め、同条第二項第二号を次のように改める。

二　登録の更新を受けようとする外務員が法第二百四条第一項（法第二百四十条の十一において準用する場合を含む。）の規定による処分（その処分の日から五年を経過するまでのものに限る。）を受けたことがある場合には、その処分の日、内容及び理由を記載した書面

第九十三条第三号中「商号」の下に「又は名称」を加え、同条第四号ロを削り、同号ハを同号ロとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　外務員（法第二百四十条の十一において準用する法第二百条第一項の規定による登録に係る外務員を含む。）の職務を行ったことのある者については、その所属していた商品先物取引業者又は商品先物取引仲介業者の商号、名称又は氏名及びその行った期間

第九十三条第四号ニを次のように改める。

ニ　商品先物取引仲介業を行ったことのある者については、その行った期間

第九十四条中「協会員」の下に「（法第二百四十四条第二項に規定する協会員をいう。以下同じ。）」を加える。

第九十五条の見出し中「登録」を「登録事務」に改め、同条第一号を次のように改める。

一　当該外務員の所属する協会員の商号又は名称

第九十六条中「第十条第二項ただし書」を「第二十六条第二項ただし書」に改める。

第九十七条の見出し中「受託に係る」を「商品市場における取引に関する」に改め、同条第一項中「第二百十条」を「第二百十条第一号」に、「金銭及び有価証券（倉荷証券を含む。以下この条、次条第一項及び第四項並びに第百三十八条第三項において同じ。）」を「金銭、有価証券その他の物」に改め、同項第一号中「金銭及び有価証券並びに」を「金銭、有価証券その他の物及び」に、「及び有価証券」を「、有価証券その他の物」に改め、同項第二号、第三号及び第四号中「に相当する金銭及び有価証券」を削り、同項第五号中「金銭及び有価証券並びに」を「金銭、有価証券その他の物及び」に、「金銭及び有価証券」を「金銭、有価証券その他の物」に改め、同項第六号中「商品取引所」の下に「又は商品取引清算機関」を、「有価証券」の下に「その他の物」を加える。

第九十八条第一項中「第二百十条」を「第二百十条第一号」に改め、同項第一号中「この号」を「この条、第九十八条の三及び第百三十九条」に改め、同号イ及びロ中「商品取引員」を「商品先物取引業者」に改め、同号ニ中「財産」を「信託財産」に改め、「次の」の下に「いずれかの」を、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」の下に「（昭和十八年法律第四十三号）」を加え、同号ヘ⑸中「金銭又は有価証券」を「金銭、有価証券その他の物」に改め、同号ヘ⑹中「商品取引員」を「商品先物取引業者」に改め、同号チ中「商品取引員」を「商品先物取引業者」に、「通知商品取引員」を「通知商品先物取引業者」に改め、同項第二号ロ⑴中「商品取引員」を「商品先物取引業者」に改め、同号ロ⑸中「金銭又は有価証券」を「金銭、有価証券その他の物」に改め、同号ロ⑹中「商品取引員」を「商品先物取引業者」に、「通知商品取引員」を「通知商品先物取引業者」に、「第百三十九条第一項第二号から第四号まで」を「第百三十九条第一項第三号から第五号まで」に改め、同号ニ中「商品取引員」を「商品先物取引業者」に改め、同項第三号中「第百三十九条第一項第三号」を「第百三十九条第一項第四号」に改め、同号ニ中「商品取引員」を「商品先物取引業者」に、「通知商品取引員」を「通知商品先物取引業者」に改め、同項第四号中「商品取引員」を「商品先物取引業者」に、「第百三十九条第一項第四号」を「第百三十九条第一項第五号」に改め、同号ロ中「商品取引員」を「商品先物取引業者」に改め、同号ハ中「商品取引員」を「商品先物取引業者」に改め、同条第二項及び第三項中「商品取引員」を「商品先物取引業者」に改め、同条第四項中「商品取引員」を「商品先物取引業者」に改め、「有価証券」の下に「その他の物」を加え、同条の次に次の二条を加える。

（外国商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引に関する財産の分離保管等の措置）

第九十八条の二　法第二百十条第二号の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるものの価額の合計額に相当する金銭、有価証券その他の物とする。

一　外国商品市場取引　外国において第九十七条第一項各号に掲げるものに相当するもの

二　店頭商品デリバティブ取引

イ　当該商品先物取引業者が、預金、貯金又は銀行法第二条第四項に規定する定期積金等（以下「預金等」という。）の受入れを行う金融機関である場合には、委託者等から受け入れた預金等

ロ　委託者等未収金（店頭商品デリバティブ取引に関し、当該委託者等から預託を受けた金銭、有価証券その他の物及び当該委託者等の計算に属する金銭（当該委託者等の計算による店頭商品デリバティブ取引であって決済を結了していないものに係る差益金に相当する金銭を除く。）、有価証券その他の物と相殺することができるものに限る。）

ハ　委託者等の計算による店頭商品デリバティブ取引であって決済を結了していないものに係る差損金（店頭商品デリバティブ取引に関し、当該委託者等から預託を受けた金銭、有価証券その他の物及び当該委託者等の計算に属する金銭、有価証券その他の物と相殺することができるものに限る。）

ニ　商品先物取引業者が委託者等との間において一括清算（金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律（平成十年法律第百八号）第二条第六項に規定する一括清算をいう。）の約定をした基本契約書（同条第五項に規定する基本契約書をいう。以下このニにおいて同じ。）に基づき店頭商品デリバティブ取引を行っている場合において、当該委託者等に一括清算事由（同条第四項に規定する一括清算事由をいう。以下このニにおいて同じ。）が生じた場合に当該基本契約書に基づいて行われている特定金融取引（同条第一項に規定する特定金融取引をいい、当該店頭商品デリバティブ取引を除く。）について当該一括清算事由が生じた時における評価額（同条第六項の評価額をいう。）で当該委託者等の評価損となるものがあるときは、当該評価損（当該基本契約書に基づき店頭商品デリバティブ取引を決済した場合においても委託者等の保護に欠けるおそれがないと認められる場合に限る。）

ホ　契約により商品先物取引業者が消費できる有価証券

前項の場合において、有価証券の価額は、時価によるものとする。